

食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品

平成 25 年 8 月 16 日 告示第 1166 号

最終改正 令和 3 年 3 月 30 日告示第 345 号

食品衛生法施行条例（平成 12 年埼玉県条例第 22 号）別表第 4 号の知事が別に定める特定の食品を次に掲げるものと定め、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する食品であって、一の施設において、一品目のみ調理される食品であること。

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する食品

(1) 次の(イ)から(ル)までに掲げる食品のいずれかに該当すること。

(イ) 煮物類（おでん、豚汁、煮込み等）

(ロ) 焼き物類（焼き鳥、いか焼き、焼き餅、焼きとうもろこし等）

(ハ) 揚げ物類（空揚げ、フライドポテト、コロッケ等）

(ニ) 蒸し物・ゆで物類（ゆでとうもろこし、じゃがバター等）

(ホ) たこ焼き・お好み焼き類

(ヘ) 麺類（ラーメン、かけそば等）

(ト) 焼き菓子類（カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅等）

(チ) 揚げ菓子類（ドーナツ、揚げまんじゅう等）

(リ) あめ菓子類（べっこうあめ等）

(ヌ) ポン菓子

(ル) ポップコーン

(2) 製造され、加工され、又は調理された食品を原材料として用いる場合にあっては、食品衛生上支障がない施設においてあらかじめ製造され、加工され、又は調理された食品を用いたもの

(3) 販売する直前に、食品を十分に加熱したもの

ロ かき氷

ハ 果実チョコ類（チョコバナナ、チョコイチゴ等）

二 次のイ又はロに該当する食品（飲物に限る。）

イ 容器包装に充填され、密栓され、又は密封された飲物であって、販売する直前まで当該容器包装を開封され、開栓され、又は開缶されていないもの

ロ 食品衛生上支障がない施設においてあらかじめ製造され、加工され、又は調理された食品（容器包装に充填され、密栓され、又は密封された飲物を除く。）を原材料として用いたもの

前 文（抄）（令和 2 年 5 月 29 日告示第 571 号）

令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（令和 3 年 3 月 30 日告示第 345 号）

令和 3 年 6 月 1 日から施行する。